

公益通報Q&A



Q1 公益通報は誰でもできるの？

A 本学における公益通報制度は、本法人と雇用関係のある方や派遣契約その他の契約に基づき本法人の業務に従事する労働者（退職等後1年以内を含む）と役員が利用できる制度です。教職員だけでなく、派遣職員や学生アルバイト、パートタイムの方も対象となります。

Q2 公益通報をしたら、それを理由に人事異動や不当解雇されたりすることはないの？

A 公益通報をした場合は、公益通報者保護法によって、労働者は一定の条件のもと勤務先による解雇やその他不当な取扱いから守られています。

Q3 通報や相談の内容が外部に漏れることはないの？

A 公益通報者保護法により、公益通報業務対応従事者は守秘義務が課されています。安心して制度を利用してください。

Q4 ハラスメントや研究不正の通報や相談もできるの？

A 本学には公益通報窓口のほかに、
ハラスメント相談窓口と
研究活動における不正行為等に関する通報窓口が
整備されています。内容により窓口が異なりますので、
ご確認のうえご利用ください。